

水道料金、下水道使用料、浄化槽使用料

料金改定のお知らせ

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、令和2年1月1日より、水道料金、下水道使用料、浄化槽使用料を次のとおり改定します。

町民の皆様には負担が増えることとなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。



【水道料金】

用途	基本料金（一月につき）			超過料金	
	基本水量	現行料金	改定料金	単位水量	料金
一般用	10m ³ まで	2,020円	2,050円	1m ³ につき	190円
業務用	20m ³ まで	4,040円	4,110円	1m ³ につき	160円
浴室用	100m ³ まで	10,100円	10,280円	1m ³ につき	90円
営農用	100m ³ まで	5,050円	5,140円	1m ³ につき	50円
臨時用	20m ³ まで	4,040円	4,110円	1m ³ につき	160円

【下水道使用料】

用途	基本料金（一月につき）			超過料金	
	基本水量	現行料金	改定料金	単位水量	料金
一般用の汚水	10m ³ まで	2,020円	2,050円	1m ³ につき	190円
業務用の汚水	20m ³ まで	4,040円	4,110円	1m ³ につき	160円
浴室用の汚水	100m ³ まで	10,100円	10,280円	1m ³ につき	90円

【浄化槽使用料】

用途	基本料金（一月につき）			超過料金	
	基本水量	現行料金	改定料金	単位水量	料金
一般用の汚水	10m ³ まで	2,020円	2,050円	1m ³ につき	190円
業務用の汚水	20m ³ まで	4,040円	4,110円	1m ³ につき	160円

※水道料金、下水道使用料、浄化槽使用料の算定にかかる経過措置について

令和2年1月1日前から継続して使用されている方の料金は、条例で1月の料金算定基準日まで旧料金等を適用する経過措置を設けているので、令和2年2月分（1月検針分）までは旧料金を適用し、3月分（2月検針分）から新料金となります。

【お問い合わせ先 建設水道課 担当：川村 電話 72-4432】